

# 青森県報

第三千二百三十六号

平成二十二年  
五月十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……(人事課) ……一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正基本測量の実施……(監理課) ……二

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(情システム課報) ……二

右 同 ……(同) ……三

右 同 ……(同) ……三

地籍調査の成果の認証……(農村整備課) ……四

出先機関

土地改良区の役員の退任……(東青地民局) ……四

土地改良区の定款変更の認可……(西北地民局) ……四

右 同 ……(同) ……四

右 同 ……(同) ……四

右 同 ……(同) ……四

土地改良事業の工事の完了……(同上) ……五

土地改良区の役員の就任及び退任……(同上) ……五

## 告 示

右 同 ……(同) ……五

土地改良区の定款変更の認可……(同) ……六

右 同 ……(同) ……六

### 青森県告示第三百四十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、五七五円	一三、二五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三九九円	一六、七二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二一、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二一、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二一、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、二五五円

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百四十三号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百四十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間  
平成二十二年五月十日から平成二十三年二月二十五日まで
- 三 作業地域  
上北郡横浜町

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
②プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 契約金額

八千十八万六千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

②電子計算機等の賃貸借（リース） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

四千三百四十三万三千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

五千八百八十六万四千二百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

地籍調査の成果の認証

弘前市及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小 字 名
弘前市	小沢	蟹沢の一部 大開 大開西
むつ市	松山町の一部 金谷一丁目一部 田名部	松山の一部

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員の内任があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	内任 の 年 月 日

理事 青木 繁一

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千八

平成三〇・三三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、広田

堰土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第一百三十一条）の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二十一年災農業用施設災害復旧事業 一〇一〇二	深 浦 町	平成三・三・一六
農業用施設災害復旧事業 一〇一〇三	"	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第十八条）第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
区 別		

理事	沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	平成三・三・三就任
"	沼山福之助	"	平成三・三・三退任
"	"	字滝沢平二の一三八	

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第十八条）第十六項の規定により、赤沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日	
理事	河津 吉大	十和田市大字赤沼字上川原二七の三	平成三・四・一就任
"	沼岡 晴男	"	"
"	豊川 毅	大字切田字向切田一三	"
"	松田 滝見	大字相坂字白上一四の一	"
"	東 明彦	大字赤沼字下平二四二の一〇六	"
"	後沢 弘毅	"	"
監事	後沢 弘毅	大字上川原二の一	"
"	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"
理事	河津 吉大	大字赤沼字上川原二七の三	三・三・三退任
"	沼岡 晴男	"	"
"	豊川 毅	大字切田字向切田一三	"
"	松田 滝見	大字相坂字白上一四の一	"
"	東 明彦	大字赤沼字下平二四二の一〇六	"
"	後沢 弘毅	"	"
監事	後沢 弘毅	大字上川原二の一	"
"	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"
"	東 明彦	大字赤沼字下平二四二の一〇六	"
"	沼岡 晴男	大字相坂字白上一四の一	"
"	松田 滝見	大字切田字向切田一三	"
"	後沢 弘毅	大字上川原二の一	"
"	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"
監事	後沢 弘毅	大字上川原二の一	"
"	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤沼土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

上北地域県民局長 小林 巧 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

上北地域県民局長 小林 巧 一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭